



環境報告書

2014 (平成25年度報告)

武蔵野クリーンセンター

*** 目 次 ***

	ページ
はじめに／武蔵野クリーンセンター「環境報告書2014」について	1
第1章 施設概要	
1 武蔵野クリーンセンターの概要	2
2 工場概略図	3
(1) 焼却施設概略図	
(2) 排水処理施設概略図	
(3) 不燃・粗大ごみ処理施設概略図	
3 私たちの組織	6
4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織	6
第2章 私たちの環境配慮への取り組み	
1 環境方針	7
2 環境負荷	8
3 環境対策	16
4 熱の利用	24
5 焼却灰、金属の有効利用	24
6 環境負荷を減らす取り組み	25
7 環境活動	27
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開	28
2 寄せられた意見、要望	29
3 施設見学等	29
4 社会活動	29
5 事業のあゆみ	30
・ 資料	34
・ 案内図、問い合わせ先	40



はじめに

武蔵野クリーンセンターは、昭和 59 年の稼働開始以来、今年の 10 月で 30 年が経過します。この間、地域の皆さまのご理解とご協力をいただき、安全で安定的な施設運営を行ってまいりました。

これからも地域の皆さまから信頼される施設であり続けるよう、安全で安定的な施設運営を継続するため、関係者、職員の協力のもと取り組んでまいります。

また、安全で安定的なごみ処理のために、市民の皆さまの適正なごみ分別、そみ減量のご協力をお願いいたします。



平成 26 年 7 月

武蔵野クリーンセンター所長

和地 稔

武蔵野クリーンセンター「環境報告書 2014」について

武蔵野クリーンセンターは、昭和 59 年 10 月より稼働を開始し、市内で発生する可燃ごみ、不燃・粗大ごみと有害ごみの処理を行っています。この施設が稼働するまでは、三鷹市との共同処理を行っていました。しかし、共同処理施設のあった三鷹市新川周辺住民の方々による武蔵野市のごみ搬入反対の運動を発端に、武蔵野市内にごみ処理施設建設に向け、様々な市民委員会の議論を経て、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々の理解と協力のもとに建設することができ、30 年間の操業を続けてまいりました。日頃より、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々には、操業についてご理解とご協力に感謝申し上げます。

武蔵野クリーンセンターは、これまで安全・安定稼働に努め、また、法で定められた基準より厳しい協定基準値、各種基準値を順守し、周辺環境などに配慮し、操業をしております。

武蔵野クリーンセンター環境報告書は、その取り組み状況を図やグラフでわかりやすく説明したものです。2009 年にはじめて発行し、今回は 2014 年版の発行となりました。

報告する期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

第1章 施設概要

1 武蔵野クリーンセンターの概要

所在地：東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号

敷地面積：17,000 m²

◆焼却施設

処理能力：195 t / 24h (65 t × 3基)

炉形式：全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)

建物：鉄筋コンクリート造り地上4階地下2階

建築面積 3,297.8 m² (計量棟等付属棟含む)

煙突：角形鉄筋コンクリート外筒形

内筒3本鋼製集合式 高さ59m

工期：昭和57年1月～昭和59年3月

稼動：昭和59年10月～

◆不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：50 t / 5h 1基

回転せん断衝撃式横型破砕機

建物：鉄筋コンクリート造り地上3階地下1階

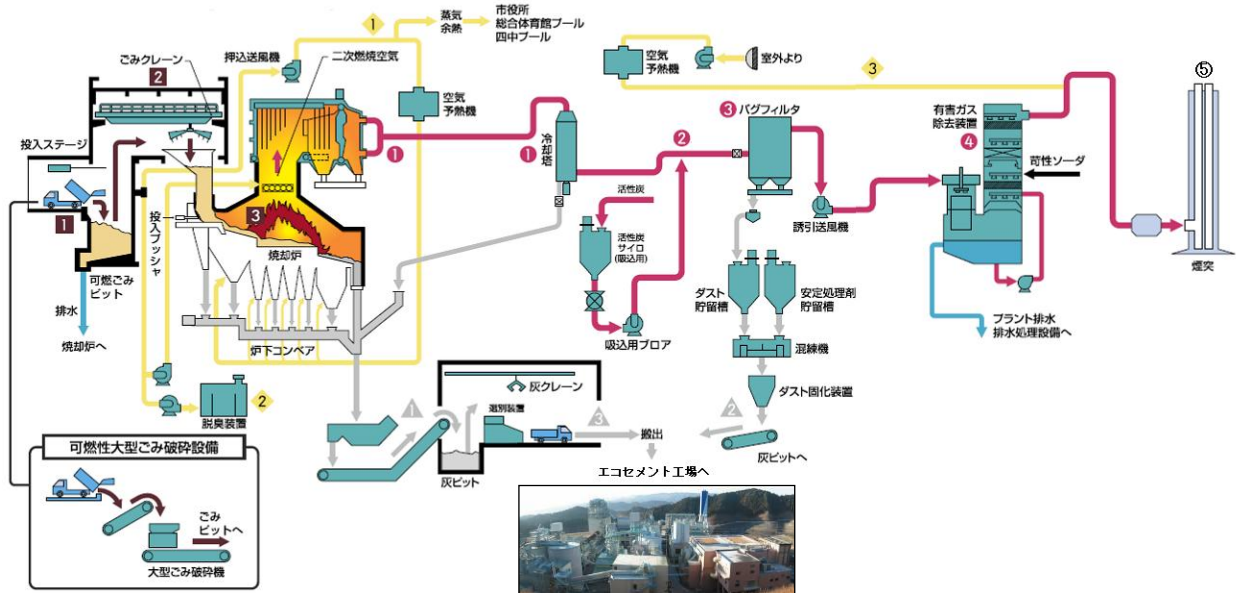
建物面積 1,363.5 m²

工期：昭和57年6月～昭和59年3月

稼動：昭和59年10月～

2 工場概略図

(1) 焼却施設概略図



ごみ（可燃）

- ① ごみ収集車で搬入されたごみは、計量後、ごみピットへ投入。
- ② ごみピットに貯留されたごみは、クレーンで焼却炉へ投入。
- ③ 焼却炉内に入ったごみは、 $850^{\circ}\text{C}\sim 1,100^{\circ}\text{C}$ の高温で完全に焼却しダイオキシン類の発生を抑制。

灰

- △ 焼却炉で燃やしたごみは重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の灰になり、灰ピットに搬送。エコセメントの原料にするため、さらに灰の中に混じった金属等を選別装置でふるいにかけ貯留。
- △ バグフィルタ（ろ過式集じん器）で除去したばいじんやちりも重金属が漏れ出さないよう薬剤で固めて灰ピットに搬送。
- △ 集められた灰は、天蓋付コンテナ車でエコセメント工場に搬入。

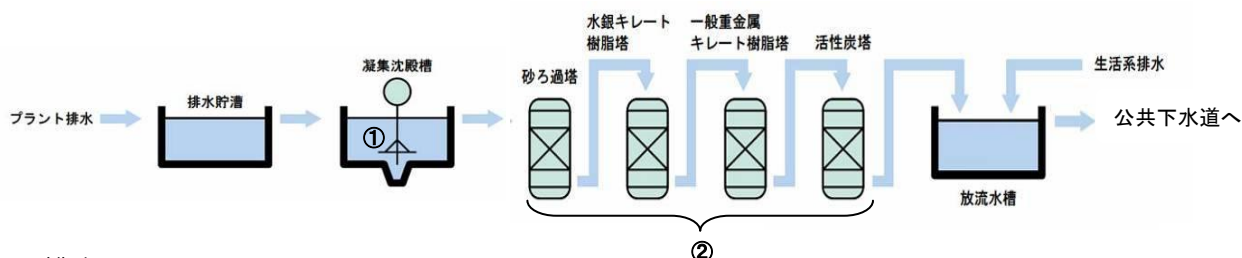
空気

- ◇ 可燃ごみピットの空気を燃焼空気として利用し、臭気を外部に漏れにくくするとともに、臭気成分を焼却により分解。また、ピット内には消臭剤を噴霧。
- ◇ 焼却炉が休止しているときは、脱臭装置を働かせ、活性炭により臭気を吸着。
- ◇ 外気を取り入れ蒸気により加熱して煙突に送り、白煙（水蒸気による）の発生を防止。

排ガス

- ① 焼却により発生した高温の排ガスは、廃熱ボイラとガス冷却塔で減温しダイオキシン類の再合成を抑制。(ダイオキシン類は、300℃程度で再合成されやすくなるため、約300℃の廃熱ボイラ出口の排ガスは、ガス冷却塔で約200℃に急冷します)
- ② 排ガス中のダイオキシン類は、活性炭を噴霧し吸着した後、集じん除去。
- ③ 排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで集じん除去。
- ④ 有害ガス除去装置で、排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄することで塩化水素や硫黄酸化物を除去。
- ⑤ ばいじんと有害ガスを除去したクリーンな排ガスを煙突から排出。

(2) 排水処理施設概略図

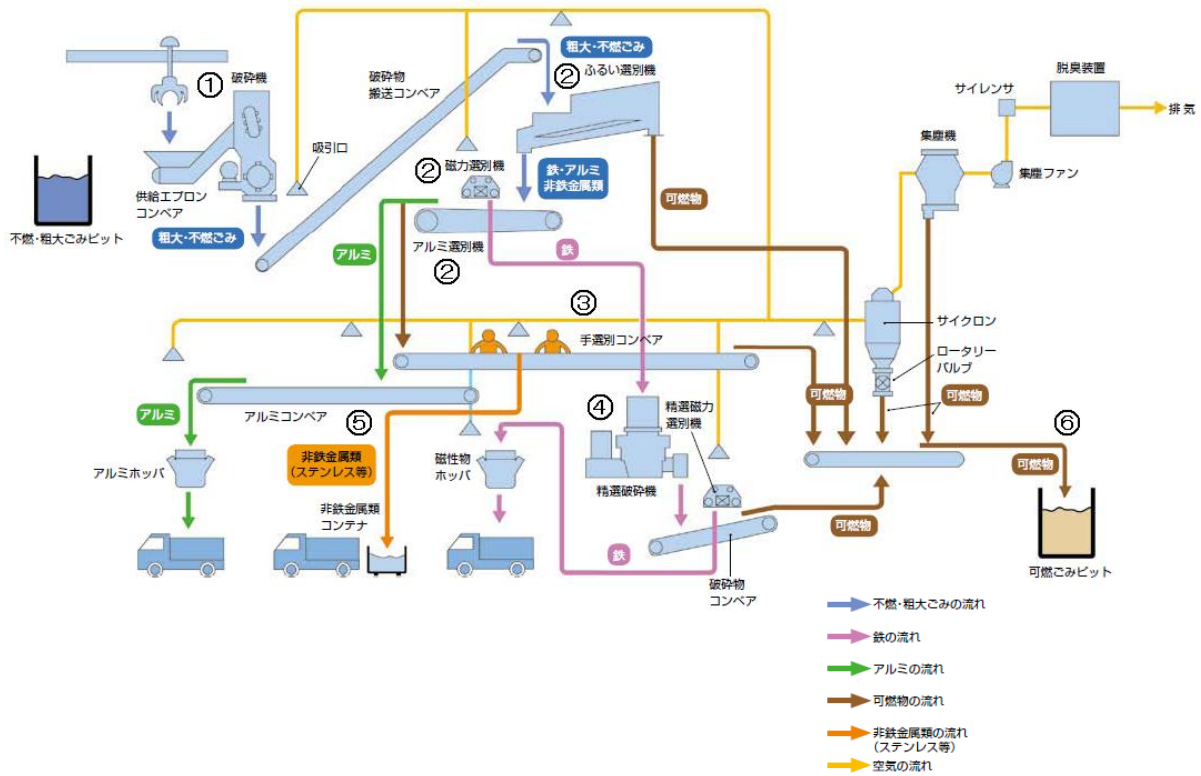


排水

- ① 排ガスを洗浄した排水は、まず凝集沈殿処理。
- ② 次いで砂ろ過、(*)キレート樹脂による水銀・重金属除去、さらに活性炭吸着を行い、有害物質等を取り除いたのち、公共下水道に放流。

(*) キレート樹脂とは、重金属を捕捉する化学結合機能をもった重金属処理剤です。

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設概略図

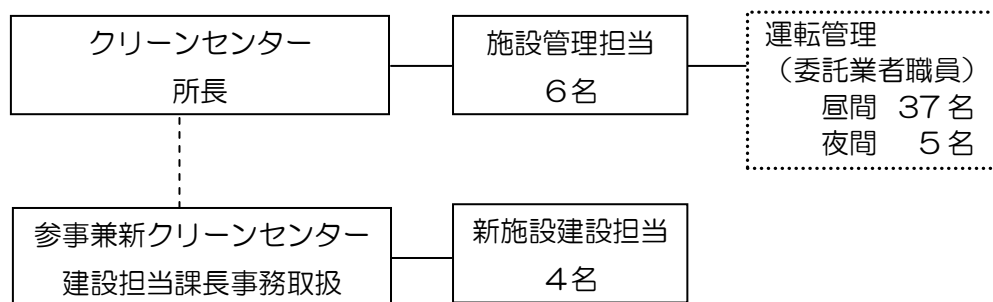


ごみ（不燃・粗大）

- ① 搬入されたごみはいったん不燃・粗大ごみピットに貯留して、一定量ずつ大型破砕機で細かく破砕。
- ② 砕かれたごみは、選別機で軽いごみ（可燃物）と重いごみに選別され、重いごみから鉄・アルミを磁力により回収。
- ③ 次に作業員による手選別を行い、機械で取りきれなかった鉄・アルミのほか、ステンレスなどの非鉄金属を回収。
- ④ 資源物としての純度を向上させるため、選別された鉄は、さらに精選破砕機・精選磁気選機にかけ、不純物を除去。
- ⑤ 回収した金属類はそれぞれの専門業者を通じて再利用。
- ⑥ 資源物を回収した残りのごみは、可燃ごみピットへ運ばれ、燃やすごみとともに焼却。

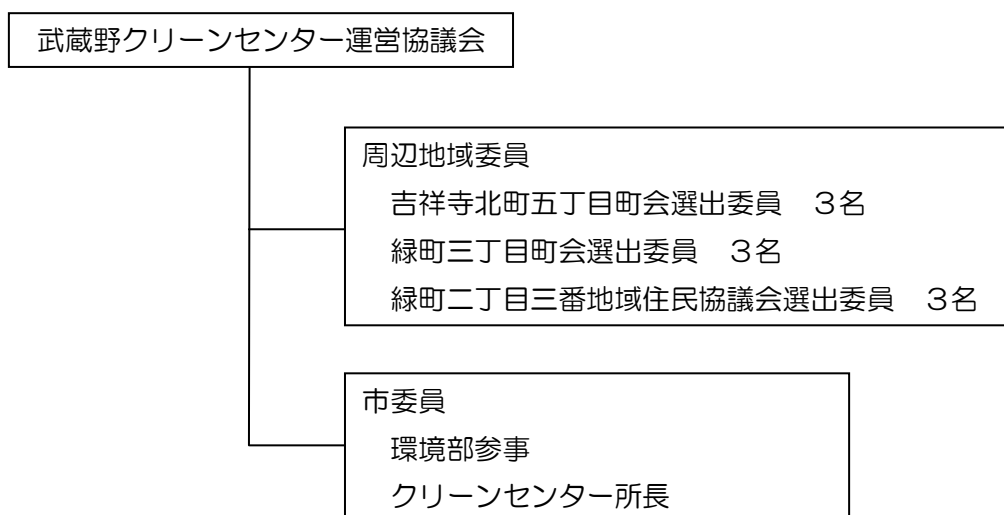
3 私たちの組織

武蔵野クリーンセンターは、焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理、維持管理等に関する業務を市職員及び民間委託業者で行っています。焼却施設の運転管理については、4班体制の交代勤務で土曜日、日曜日昼夜運転での設備機器の監視や点検等にあっています。



4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、周辺地域3団体（吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、緑町二丁目三番地域住民協議会）委員各3名と市側委員2名の11名によって構成される「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置しています。



第2章 私たちの環境配慮への取り組み

1 環境方針

【基本理念】

私たちが受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくことが我々の責務と考えています。武蔵野クリーンセンターは、市民生活に欠かせないごみ処理を行いながら、地球環境を保全し、環境負荷の少ない循環型社会を目指していきます。

市街地で操業する施設として、地域環境に配慮し、かつ安全を最優先とし、安定的な施設運営を努めていきます。

【活動方針】

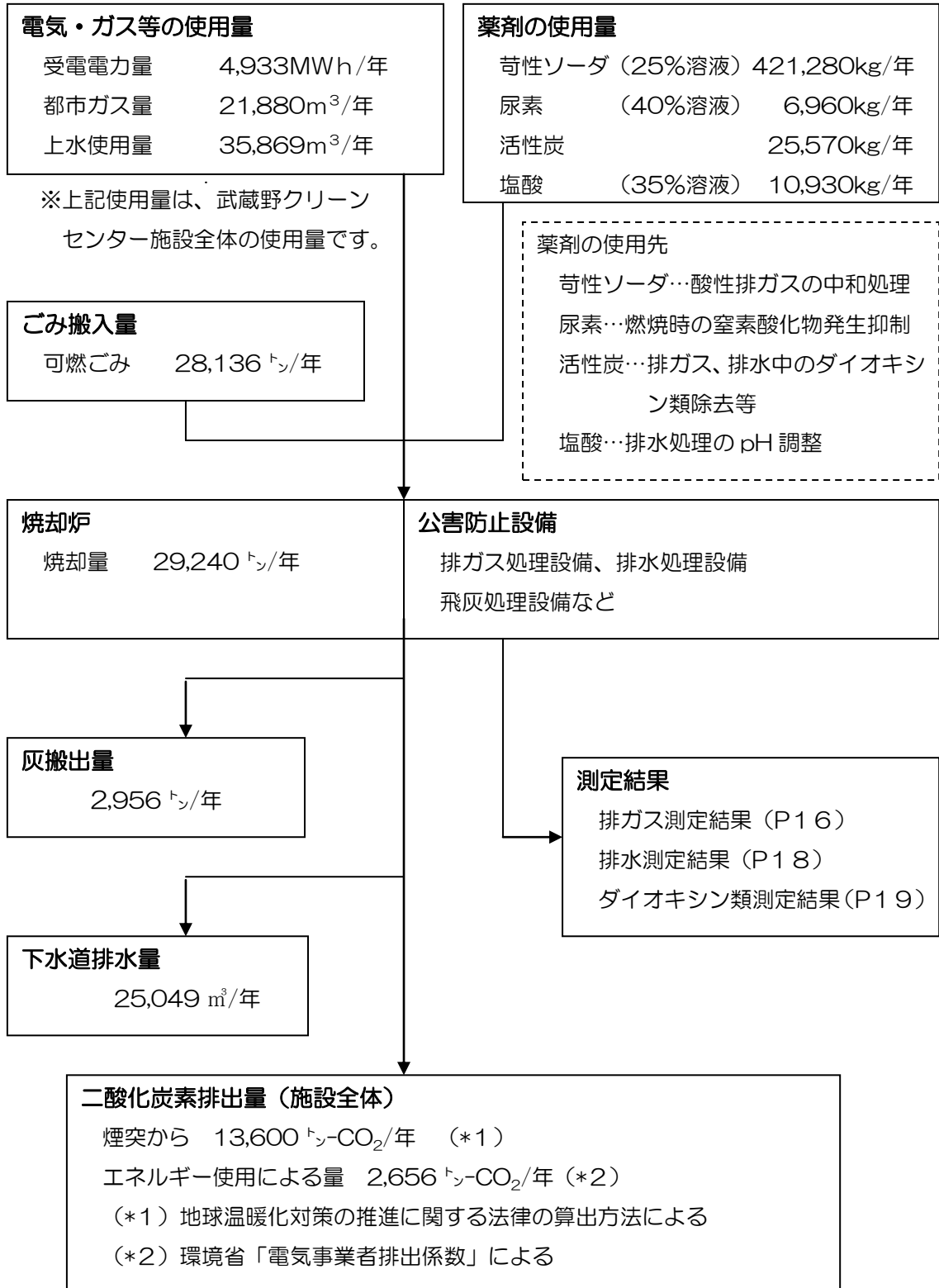
- 1 「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を順守します。
- 2 武蔵野クリーンセンター操業に際しては、環境負荷の低減及び環境汚染の予防に努めます。また環境管理活動の見直しを定期的に行い、継続的改善に努めます。
- 3 ごみ焼却により生じる熱エネルギーの有効利用をするとともに不燃・粗大ごみ処理で回収された金属類を資源化し、操業に際して省資源、省エネルギーを推進します。
- 4 施設の公開及び環境情報の提供をすることにより、環境保全の意識の高揚に貢献し、良好な環境の確保に努めます。

*武蔵野市では、平成12年3月に武蔵野クリーンセンターを含む市の組織全体で環境管理の国際標準規格であるISO14001の認証を取得しており、武蔵野市環境マネジメントシステムにより環境方針、環境目標を定め、環境負荷の低減と法規制値などの順守に努めています。

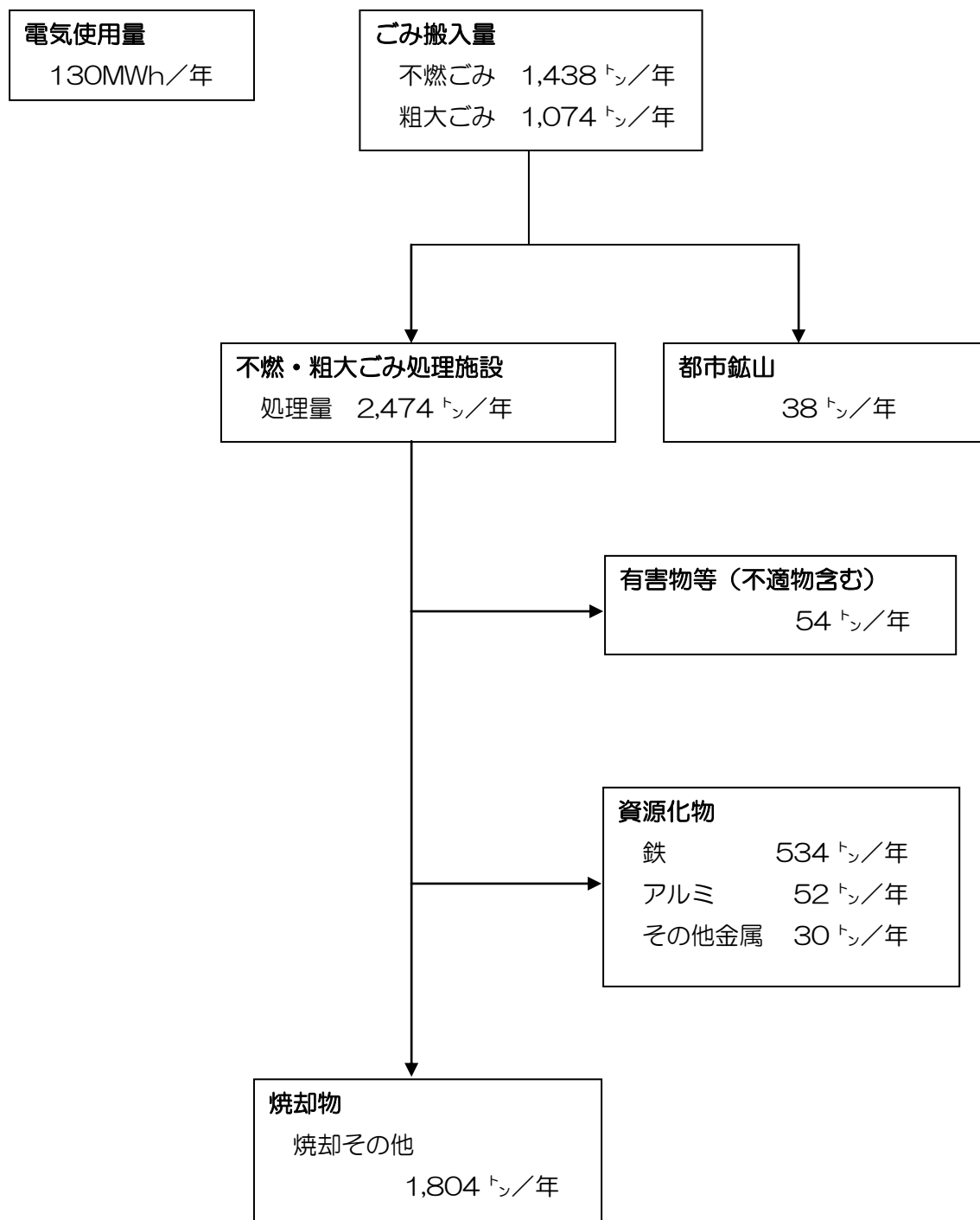
この武蔵野市環境マネジメントシステムの環境方針を基に、武蔵野クリーンセンターの施設運営における、より具体的な基本理念、活動方針を定め、より一層の環境負荷の低減に努めていきます。

2 環境負荷

(1) 平成 25 年度の物質収支（焼却施設）



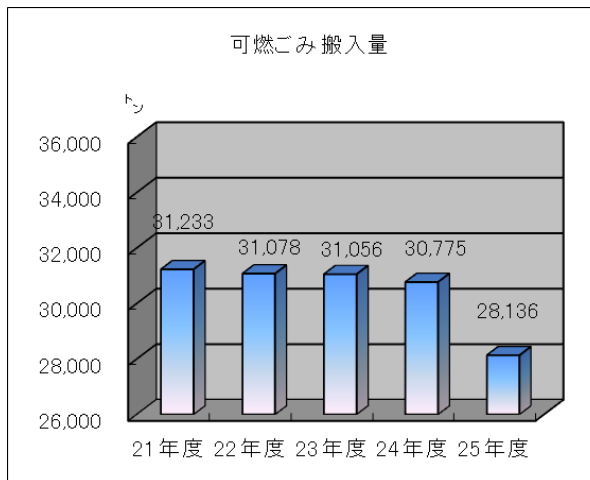
(2) 平成 25 年度の物質収支（不燃・粗大ごみ処理施設）



(3) 平成 21 年度から 25 年度の推移 (焼却施設)

可燃ごみ搬入量

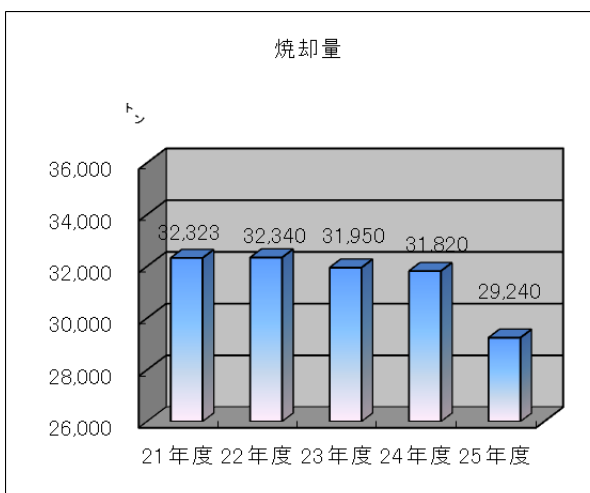
平成 25 年度から事業系ごみの処理手数料を値上げしたことや、資源化の推進により、大きく減少しています。



焼却量

搬入された可燃ごみと不燃・粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみの合計が焼却量となります。

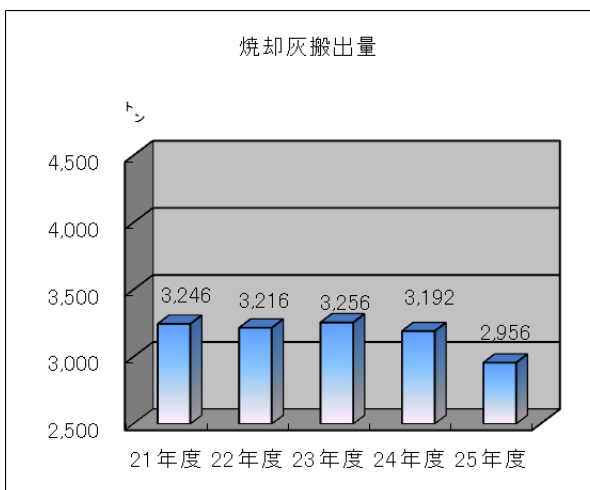
平成 25 年度は、可燃ごみ搬入量の減少に伴い、焼却量も減少しています。



焼却灰搬出量

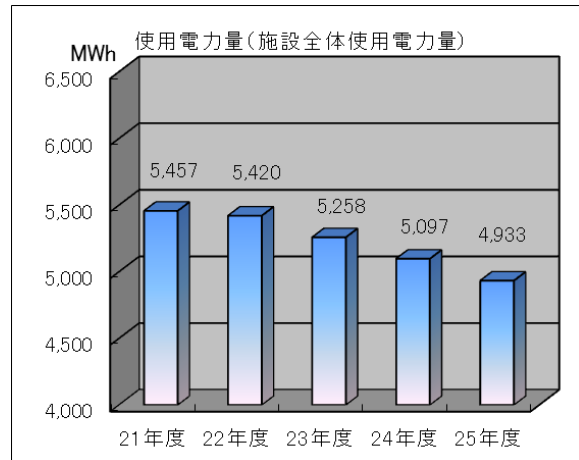
焼却炉で燃やしたごみは、重さで約 10 分の 1 の焼却灰になります。

焼却灰は、日の出町にあるエコセメント工場に運ばれ、エコセメントの原料になり、土木建築資材として利用しています。



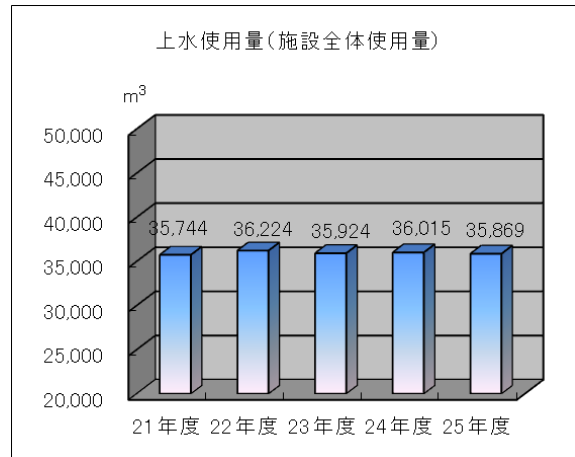
使用電力量（施設全体使用電力量）

施設全体の使用電力量の推移です。ごみ処理施設全体の運転効率改善などごみ量の減少により、減少し続けています。さらに平成 23 年からは、震災に伴う電力不足への対応として、照明の間引きや空調設備の運用改善等の省エネルギー対策にも積極的に取り組みました。



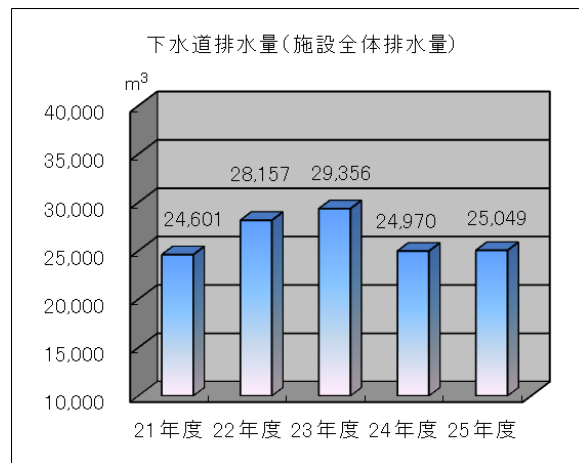
上水使用量（施設全体使用量）

施設全体の上水使用量の推移です。毎年 3.6 万 m³程度で推移しています。



下水道排水量（施設全体排水量）

ごみ焼却に伴い、排ガス処理工程で発生する汚水は、汚染物質を適正に処理し、下水道に排水しています。平成 23 年度までは増加傾向にありましたが、排水再利用としてプラント系排水を焼却炉内の温度調整水として有効利用すること等により平成 24 年度以降は減少し、安定しています。



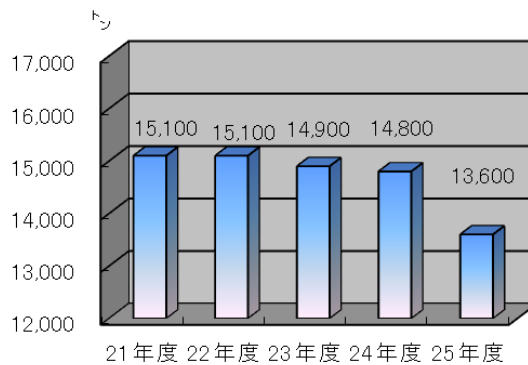
煙突からの二酸化炭素排出量

ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量は資源にならないプラスチック類と合成繊維の焼却量から算出します。

植物を焼却すると二酸化炭素を排出しますが、植物の成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになるという考え方で生ごみや紙の焼却分は含まれていません。

ごみの減少により二酸化炭素排出量も減少します。

煙突からの二酸化炭素排出量



*平成 18 年度に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律の算出方法による

エネルギー使用による二酸化炭素排出量

電気、ガス、上下水道の使用による二酸化炭素排出量です。それぞれの使用量に排出係数を掛けて算出します。

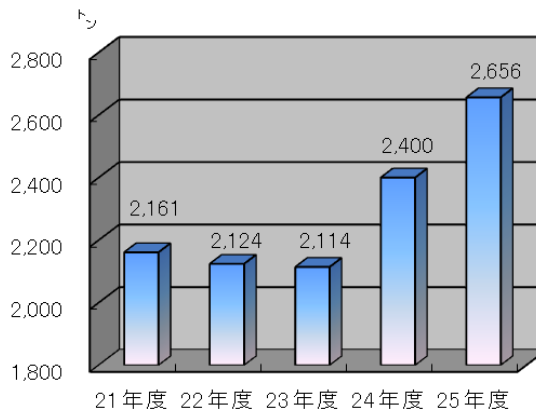
平成 24 年度以降に増加している要因としては、電力消費に伴う二酸化炭素排出係数が増加していることによりです。

(参考) 二酸化炭素排出係数の増加率

平成 23 年度→平成 24 年度…1.24 倍

平成 24 年度→平成 25 年度…1.13 倍

エネルギー使用による二酸化炭素排出量

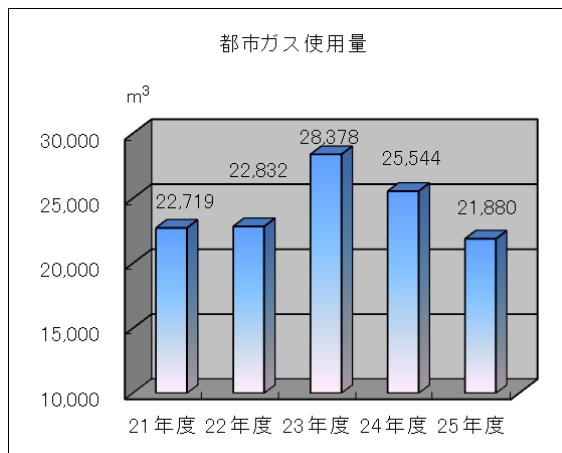


都市ガス使用量

都市ガスは、主に焼却炉の立ち上げ時（ごみに着火時）使用されます。

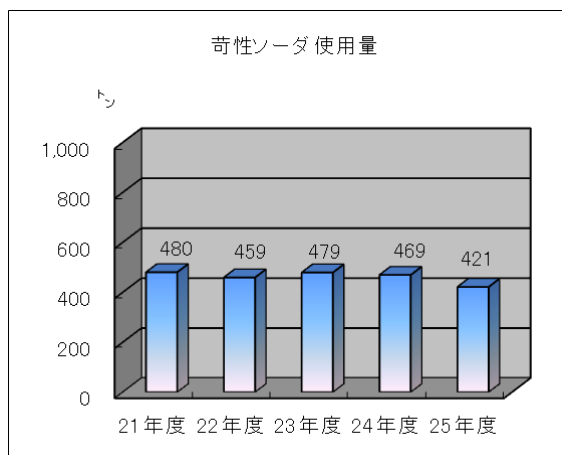
焼却炉内の耐火物改修に伴う乾燥焚きを平成 23 年度は 3 炉、平成 24 年度は 2 炉において実施したため使用量が増加しました。

乾燥焚きとは、焼却炉内の耐火レンガ等を改修したときに、水分を除去して強度をあげる工程のことです。



苛性ソーダ使用量

苛性ソーダは主に有害ガス除去装置で塩化水素やいおう酸化物の除去に使用しています。ごみ減量により減少しています。

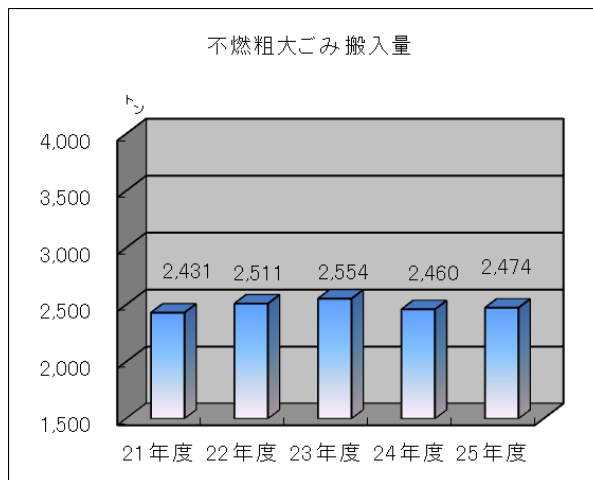


(4) 平成 21 年度から 25 年度の推移 (不燃・粗大ごみ処理施設)

不燃粗大ごみ搬入量

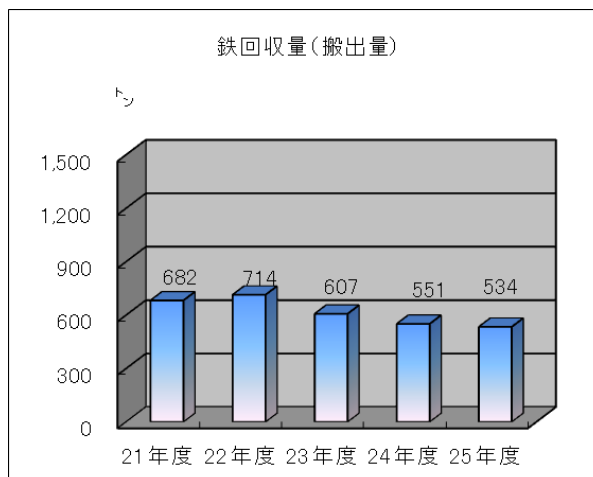
市の人口は、平成 24 年度までは微増しており、平成 25 年度は平成 24 年度に対しておよそ 2.25%増えていることから、平成 24 年度以降の 1 人あたりの排出量は減少しています。

全体的には 2,500 トン前後で推移しています。



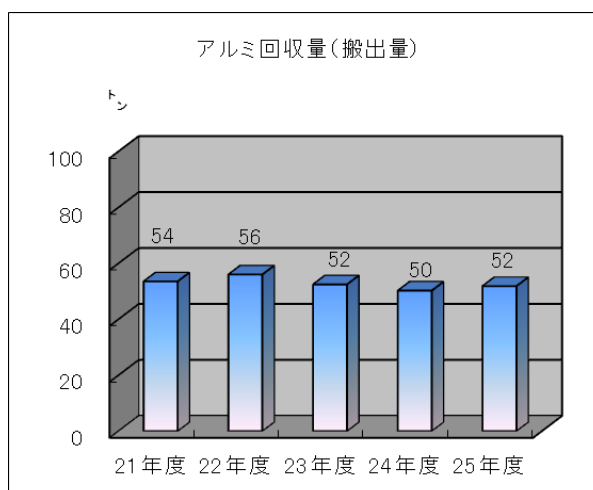
鉄回収量 (搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で搬出される鉄の量は、700 トン前後を推移していましたが、平成 23 年度以降は減少していますので、今後も注視していきます。



アルミ回収量 (搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で搬出されるアルミの搬出量は、50 トン前後を推移しています。

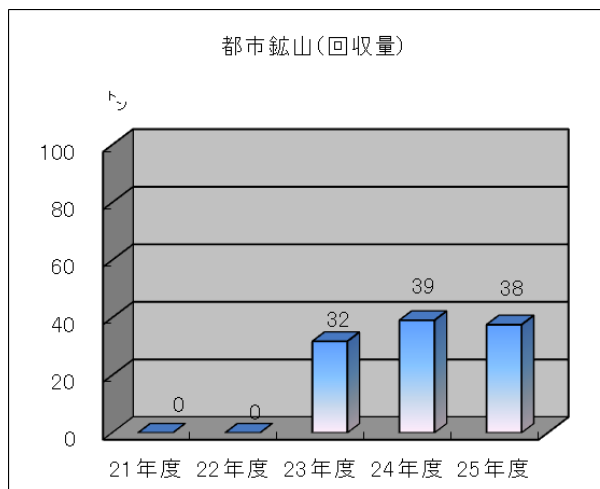


都市鉱山回収量(搬出量)

平成 23 年度から資源物を取り出す都市鉱山事業を開始しました。次の 8 種類に分類して回収しています。

- ①電動機類、②基板類、③コード類、
- ④ハードディスク、⑤金属複合物、
- ⑥除湿機・冷風機、⑦携帯電話、⑧携帯電話用電池

なお、①～⑤までは、小型廃家電製品から分解し回収したものです。また、⑥につきましては、平成 26 年 2 月より不燃粗大ごみ処理施設にて回収しているため、本項目に加算しておりません。



3 環境対策

(1) 平成 21 年度から平成 25 年度の排ガス測定結果の推移

排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで取り除き、有害ガス除去装置で排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄し、塩化水素やいおう酸化物を除去しています。

*協定基準値とは、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定の基準値です。



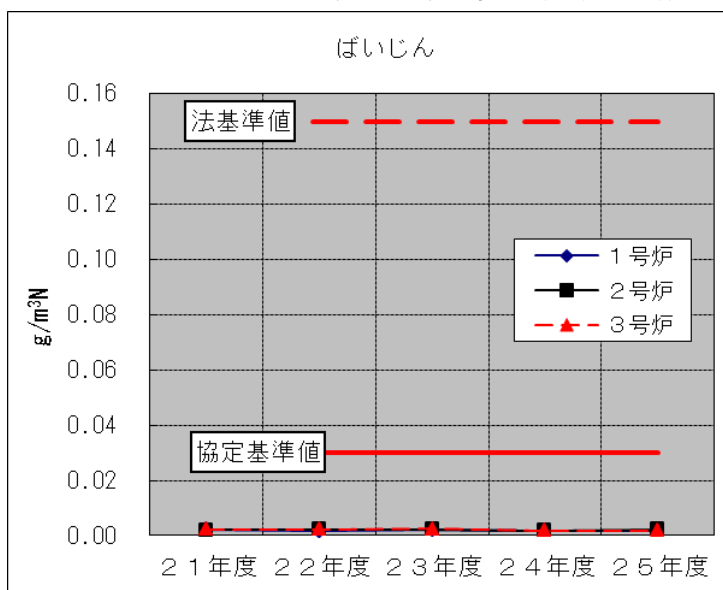
有害ガス除去装置（急冷洗浄部）

ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすなどで粒子状物質です。ろ過式集塵機（バグフィルタ）で除去しています。協定基準値を下回っています。

法基準値：0.15g/m³N 以下
協定基準値：0.03g/m³N 以下

m³N（立方メートル・ノルマル）とは、1気圧、0°Cの状態の1m³の体積を表します。



いおう酸化物

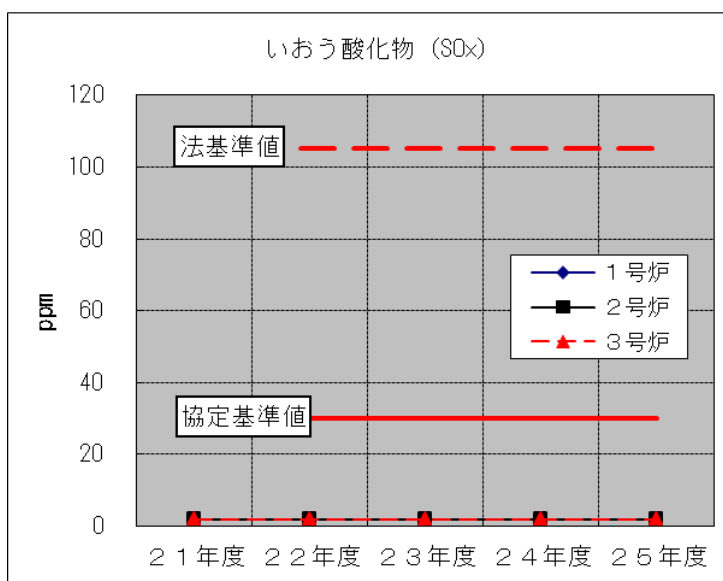
ごみに含まれるいおう分が燃焼により酸化し発生します。酸性雨の原因となります。

協定基準値を下回っています。

法基準値：約 105ppm
(K=1.17)
協定基準値：30ppm 以下

ppm（ピーピーエム）とは、100万分の1を表す比率です。

k(値)とは、硫黄酸化物の許容排出量の算出の際に用い、地域ごとに定められた定数です。k値が低いほど厳しい条件となります。



塩化水素

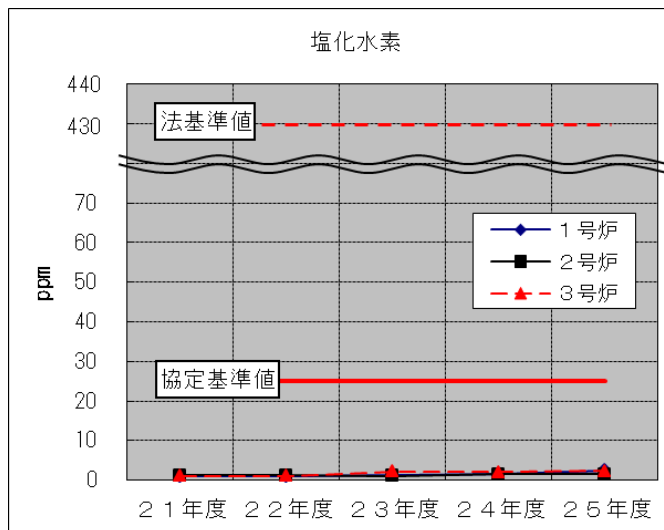
塩化物を含むごみを焼却すると塩化水素が発生します。

有害ガス除去装置で苛性ソーダを混ぜ、中和することにより除去しています。

協定基準値を下回っています。

法基準値：430ppm 以下

協定基準値：25ppm 以下



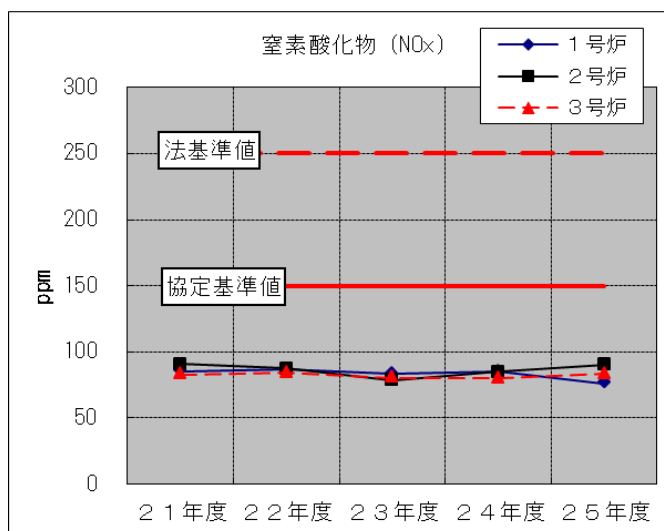
窒素酸化物

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。光化学スモッグの原因物質のひとつです。

協定基準値を下回っています。

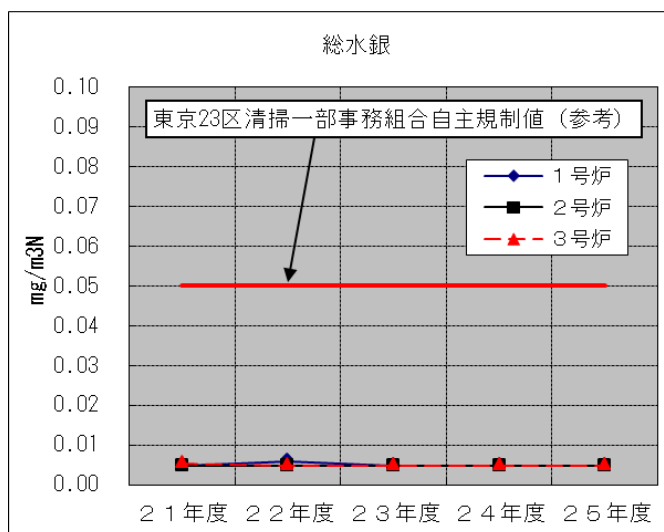
法基準値：250ppm 以下

協定基準値：150ppm 以下



総水銀

排ガス中の水銀濃度を定期的に測定しています。東京23区清掃一部事務組合の自主規制値 (0.05 mg/m³N) を参考にすると、全て下回っています。



(2) 平成 21 年度から平成 25 年度の排水測定結果の推移



キレート樹脂塔

*キレート樹脂は4ページの説明参照

水素イオン濃度(pH)

pH は、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7 が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

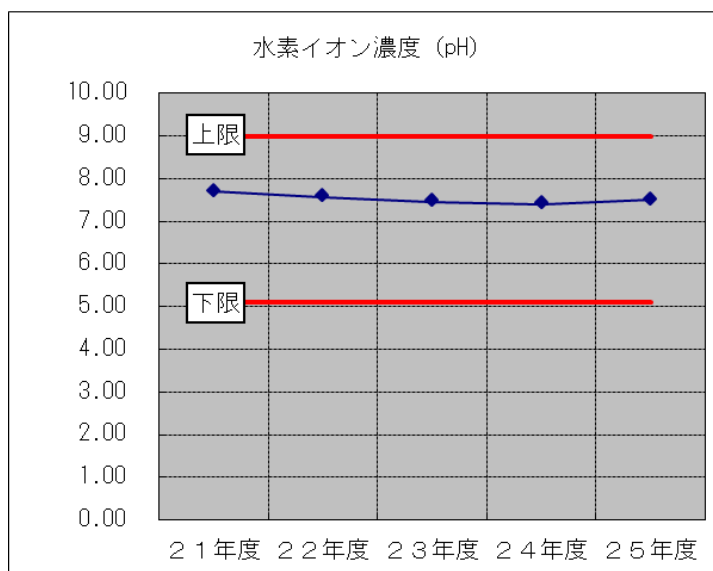
基準値内を推移しています。

法基準値

5 を越え 9 未満

協定基準値

5.1 以上 9 未満



生物化学的酸素要求量(BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。

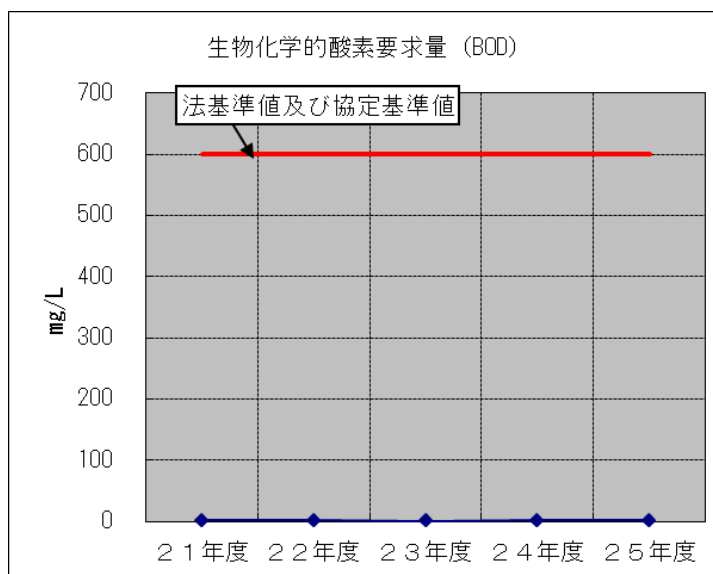
基準値より、はるかに低い数値となっています。

法基準値

600mg/ℓ 未満

協定基準値

600mg/ℓ 未満



浮遊物質(S S)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。

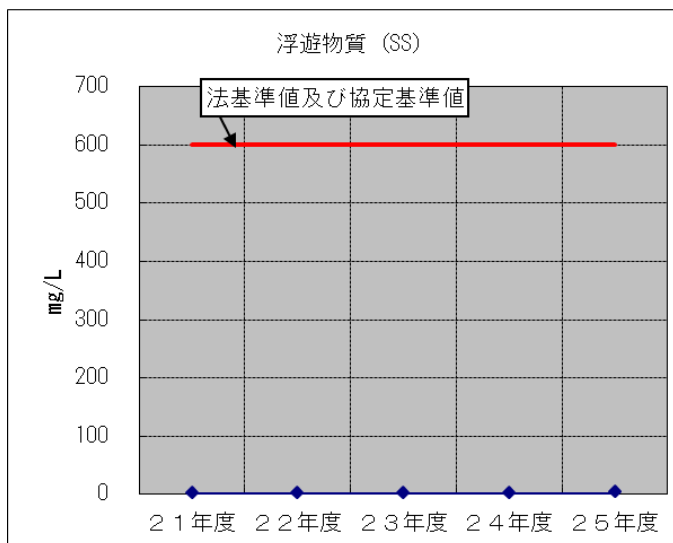
大変低い値で推移しています。

法基準値

600mg/ℓ未満

協定基準値

600mg/ℓ未満



(3) ダイオキシン類測定結果の推移

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (CO-PCB) を含めたものの総称です。

TEQ とは、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位の ng (ナノグラム) は 10 億分の 1 グラム、pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラムのことです。

排ガス中ダイオキシン類

850℃以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

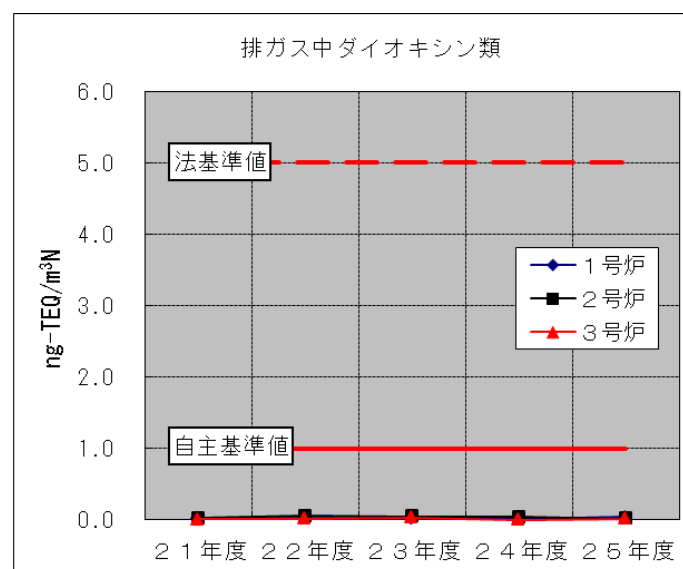
自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

5ng-TEQ/m³N 以下

自主基準値

1ng-TEQ/m³N 以下

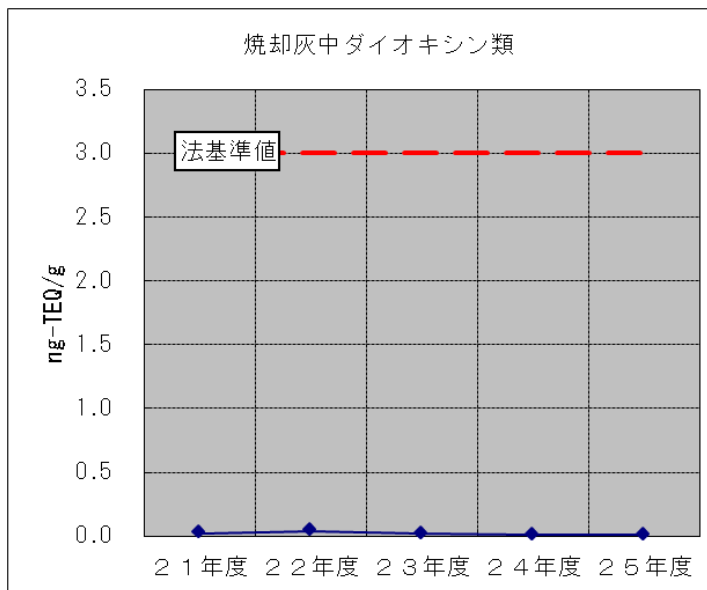


焼却灰中ダイオキシン類

燃烧によって発生する灰の中にもダイオキシン類が含まれていますが、法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3ng-TEQ/g 以下

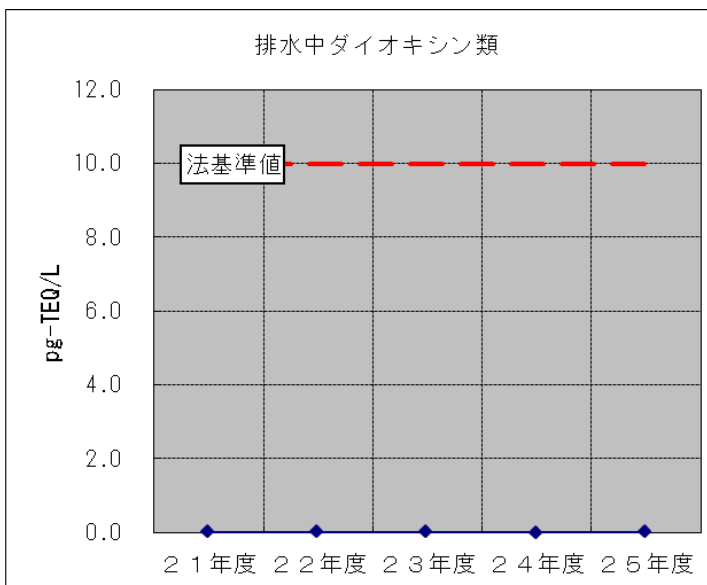


排水中ダイオキシン類

排ガス中のダイオキシン類の一部は排ガスを洗浄している有害ガス除去装置から排水に入ります。排水処理施設の活性炭塔で、吸着除去して、公共下水道に放流しています。

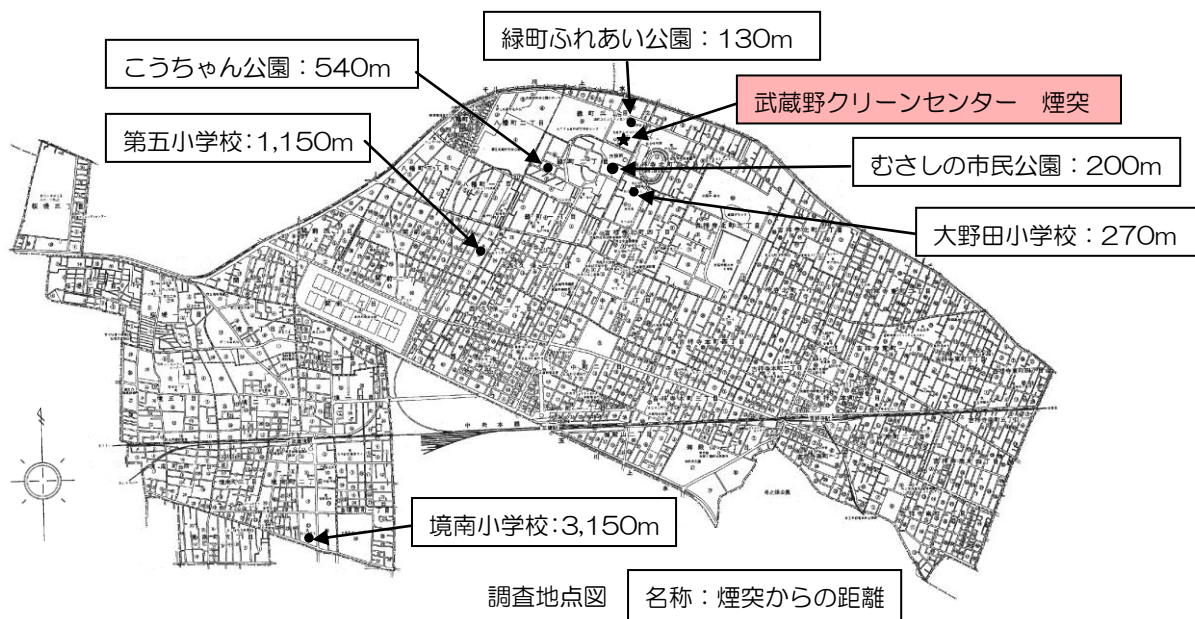
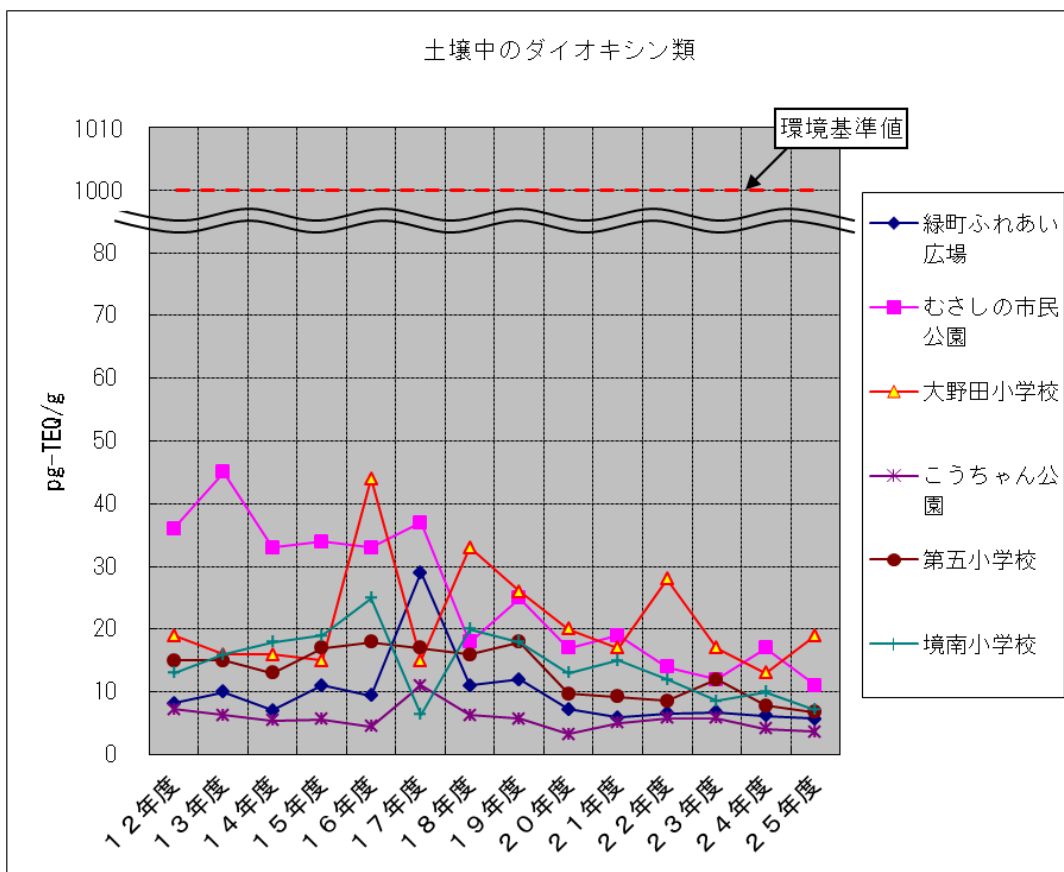
法基準値

10pg-TEQ/L 以下



土壌中のダイオキシン類

平成 10 年より、緑町ふれあい広場等の公園 3 ヶ所と、市内の小学校 3 ヶ所の合計 6 ヶ所で、土壌中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。
環境基準値 1,000pg-TEQ/g 以下



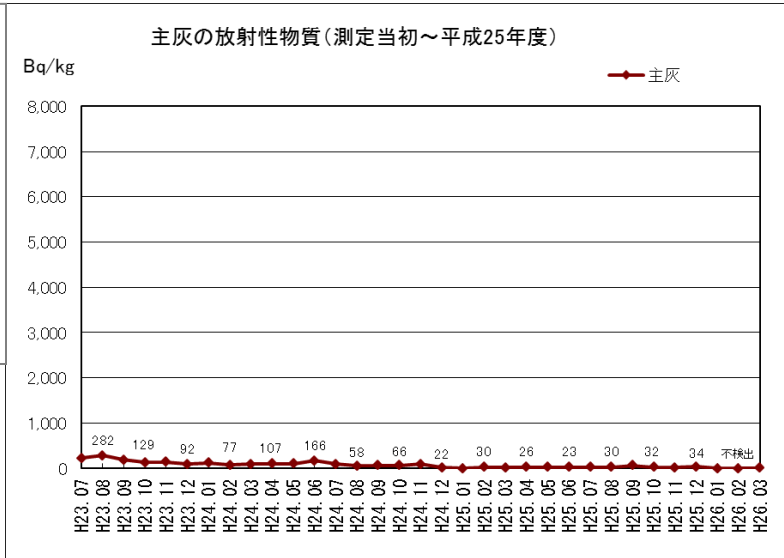
(4) 放射性物質濃度の推移

燃焼によって発生する灰の中に含まれている放射性物質濃度を平成 23 年 7 月から毎月 1 回測定しています。

主灰の放射性物質濃度

主灰とは、焼却灰のことで、ごみを焼却した時に焼却炉の底から排出される残渣物です。

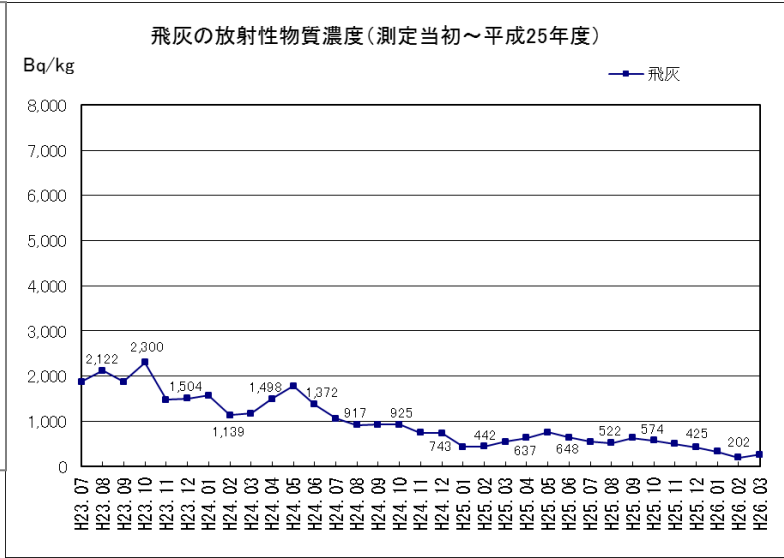
環境省が定める埋立基準：
8,000Bq/kg 以下



飛灰の放射性物質濃度

飛灰とは、ごみを焼却した時に出る排ガス中に含まれる細かな灰で、バグフィルタにより捕集し、飛灰固化装置でキレート固化剤により固化しています。

環境省が定める埋立基準：
8,000Bq/kg 以下

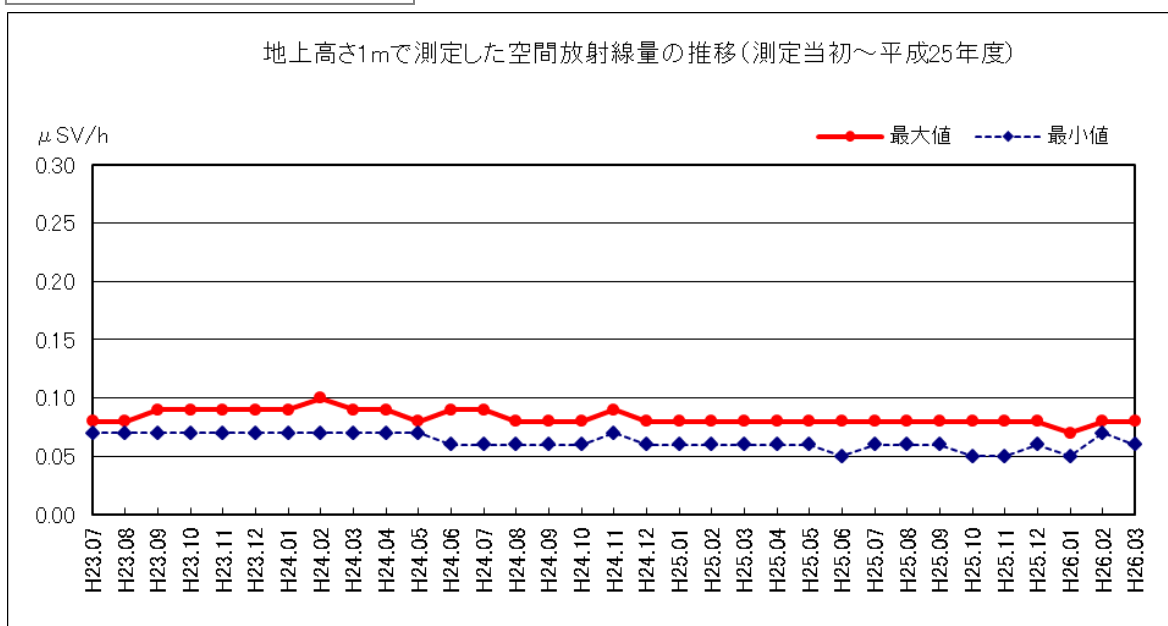


(5) 空間放射線量の推移

敷地内（東西南北）4箇所の空間放射線量を平成23年7月から測定しています。

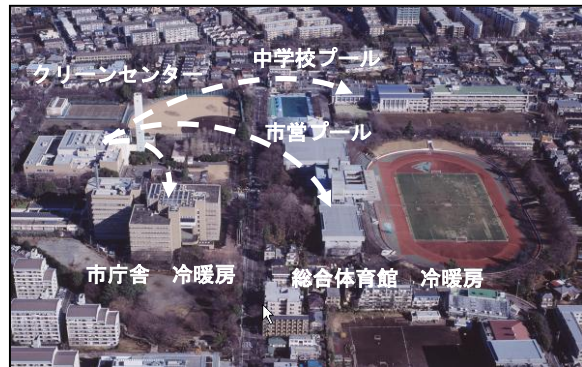
地上高さ1mの空間放射線量

測定当初からほぼ変わらず、平成24年度から0.07 μ SV/h程度で推移しており、環境省の方針を参考に市が設定した0.23 μ SV/hの基準値を下回っています。



4 熱の利用

ごみの焼却により発生した熱はクリーンセンター内の冷暖房及び給湯はもちろん市庁舎、総合体育館の冷暖房や市営プールと市立第四中学校の温水プールの熱源として利用しています。



5 焼却灰、金属の有効利用

(1) 焼却灰の有効利用

可燃ごみを焼却したときに残る灰（焼却灰）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料としています。このエコセメントは、土木建築資材として有効利用されています。

(2) 金属類の資源化

不燃・粗大ごみ処理施設で回収された鉄・アルミなどは、再資源化しています。

(3) 都市鉱山開発事務所での資源化

不燃・粗大ごみとして搬入された家電製品をごみ処理施設に投入する前にピックアップし、手作業で分解して基板などの機械では選別できない部品を取り出すことで希少な金属資源を発掘し、ごみ減量と再資源化を図るために取り組んでいます。



電子レンジやDVD再生機、掃除機などから、電動機類や基板類、コード類等を取り出しています。これらの部品は、リサイクルを行う事業者引き渡し、新たな資源として生まれ変わります。また、平成24年4月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で実施しています。



分解選別作業



回収した基板類

6 環境負荷を減らす取り組み

(1) 環境負荷の低減



排出ガス等の協定基準値を順守し、
できる限りの環境負荷の低減に努めて
運転管理しております。

(2) 雨水利用

雨水を再使用のウィスキー樽に貯留し、
花壇などの散水に利用しています。



(3) 事務室での取り組み



リサイクルボックス

裏紙の使用や両面コピー印刷を徹底し、
紙の使用量の削減に努めています。

また、照明などをこまめに消し、必要の
ない時間やだれもいない部屋などは消灯し
ています。

(4) エコ掲示板（むさしのエコポ）について

生活用品のリユースを推進し、ごみを減らすために、平成24年3月1日より、市内11箇所の施設内に「エコ掲示板（むさしのエコポ）」を設置しました。この掲示板には、市民の皆様からいただいた「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」の情報を掲示しています。また、同じ情報を武蔵野市のホームページにも掲載しています。生活用品を捨てる前や購入する前に、この掲示板をご活用いただき、まだ使えるものはリユースをして、ごみの減量にご協力ください。



(※平成25年6月からは、ごみ総合対策課主管にて行っています。)

(5) 環境講座

クリーンセンターをより身近なものとし、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業の周知を図るとともに、ごみと環境について考えるきっかけの場を作れるような取り組みとして、「クリーンセンター環境講座」を開催しています。

＊平成 25 年度の講座

- ・ いらなくなった傘で CASA ストラップをつくろう！
- ・ 親子木工教室
- ・ 靴を育てよう！長く大切に使うための靴磨き教室



CASA ストラップ制作風景



参加者の作品



靴磨き教室



親子木工教室



参加者の作品

7 環境活動

(1) 予防

環境負荷の継続的な低減に関する知識、技術や技能を習得できるよう研修、視察等を実施しています。また薬品の漏えいや施設の異常などの緊急事態に備え訓練を実施しています。

火災が発生したとき、初期消火活動を行うための自衛消防隊を組織しています。



排ガス異常発生時の訓練

(2) 地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化対策の取り組みとして、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」による地球温暖化対策計画を平成 17 年度より 5 カ年で実施し、操業の効率化や一部機器の入れ替えなどのソフト・ハード両面の対策を行いました。

武蔵野クリーンセンターは、初年度に提出する「地球温暖化対策計画書」で最高評価『AA』、2年目終了時に提出する「中間報告書」で最高評価の次に高い評価『AA+』を取得しました。平成 21 年度で 5 カ年が終了し、平成 14～16 年度の二酸化炭素平均排出量 2,928 t（基準排出量）に対して、約 767t を削減することができました。また、計画した基本対策（東京都が指針で定める対策）はすべて実施し、目標対策（事業所が積極的に取り組む対策）については、削減実績が計画を上回り、最終結果をまとめた「地球温暖化対策結果報告書」で『AA』の評価を得ました。

* 主な取り組み

- バグフィルタ用空気圧縮機のインバータ制御の導入
- 空調設備各送風機類のインバータ制御の導入
- 空調設備各ポンプ類のインバータ制御の導入
- 焼却炉運転管理改善（3 炉運転の削減）

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) ホームページの開設

武蔵野市公式ホームページ内に武蔵野クリーンセンターのホームページを開設しています。武蔵野クリーンセンターの概要及び統計情報などを知ることができます。

(2) 排ガス状況表示

武蔵野クリーンセンターの正門の横に煙突から出る排ガス濃度を施設操業中は常時表示しています。表示しているのは、いおう酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、塩化水素（HCl）です。



(3) 運営協議会の開催

武蔵野クリーンセンターの操業に関して、北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域住民協議会と武蔵野市で「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定」（以下、「協定」という。）を締結し、「武蔵野クリーンセンター運営協議会」（以下、「運営協議会」という。）を設置しています。武蔵野クリーンセンターは、協定に基づき、安全・安定的に操業しているとともに、運営協議会は、施設の運転状況、運転計画及び各種分析結果の報告を市より受け、運営状況の監視をしています。

*運営協議会は、2ヶ月に一度の頻度で行われ、平成25年度末で第197回が開催されました。また運営協議会の広報誌（運営協議会だより）は第56号を発行し、周辺の約2,700世帯や、図書館や市政センター、コミュニティセンター等にも配布しています。

*運営協議会の活動内容などについては、クリーンセンターホームページ（http://www.city.musashino.lg.jp/gomi_kankyou_eisei/clean_center/cleancenter_uneikyougikai/index.html）内にある運営協議会のページでご覧になれます。

(4) 維持管理状況の記録・閲覧

維持管理状況をまとめ、クリーンセンター内管理事務所やホームページでいつでもだれでも閲覧できるようにしています。

(5) 広報

「市報むさしの」にダイオキシン類などの測定データなどを定期的に掲載しています。

(6) 環境図書コーナー

クリーンセンター3階のオープンハウスには、環境問題の図書・雑誌・行政書類等があります。図書は閲覧および貸出可能で、雑誌・行政書類は閲覧が可能です。

2 寄せられた意見、要望

武蔵野クリーンセンターでは、地域の方々や市民からの問い合わせ、苦情については迅速な調査、適切な対応に努めています。

3 施設見学

施設見学は、市内小学校 4 年生の社会科見学をはじめ、市民の見学、国内外の視察など様々な対応をしております。平成 25 年度は、見学者 1,295 人、37 団体でした。

4 社会活動

(1) 周辺環境への配慮

周辺環境に配慮するため、工場の周囲に四季折々の大小様々な樹木の植栽をしています。定期的に植栽の剪定などを行い緑の保全に努めています。



(2) イベント活動

平成 25 年 8 月 31 日、武蔵野クリーンセンター運営協議会との共催で、「ごみから学ぶワークショップ広場」を開催。参加・体験型の様々な催しを用意し、クリーンセンターに親しんでいただくとともに環境やごみについて親子で楽しみながら学べるイベントとして実施しました（来場者約 400 人）。



おもちゃのかえっこ



工場見学



樹木で工作

5 事業のあゆみ

昭和46年(1971年)

杉並清掃工場建設に端を発し、通称「東京ごみ戦争」が勃発。

三鷹市新川で稼動していたごみ処理施設（ふじみ焼却場）は、周辺の調布市民による騒音・悪臭・ばい煙等に対する三鷹市役所への苦情が相次ぎ、市役所での座り込み、デモ行進、ついには主婦50人のピケにより、焼却場入口で武蔵野市からのごみ搬入車両が阻止されるという事態まで発展、共同処理が拒否される。

この問題を契機として、武蔵野市でも「迷惑の公平負担」から、ごみ処理施設の分離独立、自区内処理に対する必要性の認識が高揚。

市議会に、「廃棄物対策特別委員会」を設置。（市政最重点事業）

昭和48年(1973年)

「清掃対策市民委員会」が発足し、ごみ減量やリサイクル、分別収集のあり方の検討を開始。（当時から武蔵野市は「武蔵野方式」と呼ばれる行政への市民参加を先駆的に進めていた自治体であった。）

廃棄物対策特別委員会は、市内にごみ処理施設をつくる方向で事態が収拾。

昭和53年(1978年)

後藤喜八郎市長は、廃棄物基本構想案と、クリーンセンター建設用地を市営プール地と発表。

昭和54年(1979年)

市営プール地周辺の住民は、市民参加を訴え、建設反対運動に発展。

「武蔵野のごみ問題を考える連絡会」が発足。

4月、藤元政信氏が市長に就任。市長は清掃対策市民委員会に「どのような市民参加方式がよいのか」の具体案作成を要請。

10月、市民委員会は、市長に「クリーンセンター建設特別市民委員会要綱案」を提言。

12月、クリーンセンター建設特別市民委員会が発足。「よりよい場所に よりよい施設を」委員構成35名、委員長は内藤幸穂氏。

昭和55年(1980年)

クリーンセンター建設特別市民委員会は26回の委員会を開催し、4候補地の中から市営グラウンドを示唆する提言。

昭和56年(1981年)

「クリーンセンター・まちづくり委員会」が発足する。「よりよい施設で よりよいまちに」委員構成17名、うち周辺住民代表9名、委員長は寄本勝美氏。

昭和57年(1982年)

武蔵野クリーンセンター着工。

日の出町に谷戸沢廃棄物広域最終処分場着工。

昭和 59 年 (1984 年)

3月、武蔵野クリーンセンター竣工。

10月、本格稼働を開始。

昭和 59 年 (1984 年)

周辺3団体と市とで「武蔵野クリーンセンター運営協議会」が発足。

地元委員(3団体)9名。市側委員2名。

定例会議を開催し、運営協議会だよりを定期的に発行。

平成元年 (1988 年)

11月、総合体育館及び市営プールへ蒸気供給を開始。

平成 4 年 (1992 年)

10月、市立第四中学校で蒸気の熱源利用を開始。

平成 8~12 年 (1996~2001 年)

焼却施設の基幹的施設整備及びダイオキシン類削減対策工事を実施。

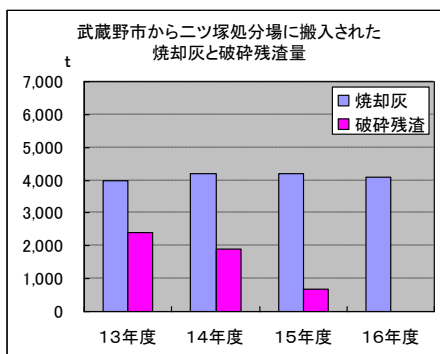
平成 15 年 (2003 年)

3月、市庁舎へ蒸気供給を開始。

平成 15 年 (2003 年)

10月1日、プラスチック類(資源にならない)の焼却を開始。

平成15年度途中までは、破碎残渣(不燃ごみ)の埋立をしていましたが、資源にならないプラスチック類を焼却したことで、平成16年度より埋立ゼロとなっています。これは、「資源にならないプラスチック類の焼却試験」の結果、周辺住民の方々のご理解、ご協力をいただき資源にならないプラスチック類の焼却を実施することができたためです。



平成 15 年 (2003 年)

不燃・粗大ごみ処理施設の選別設備更新工事を実施。

平成 16 年 (2004 年)

11月14日、運営協議会20周年記念事業(エコフェスタ)を開催。

平成 17~21 年 (2005~2009 年)

施設の地球温暖化対策工事を実施。

平成 18 年 (2006 年)

7月、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼働。

平成 20 年 (2008 年)

6月、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想を策定。

8月、市民参加方式による「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員

会」が発足。

平成 21 年 (2009 年)

12 月、「(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」の提言を受け、パブリックコメントや説明会を経て、「(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設建設計画 市の基本的な考え方」を策定。

平成 22 年 (2010 年)

2 月、「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設基本計画策定委員会」が発足。

3 月、「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備協議会」が発足。

5 月 16 日、運営協議会 25 周年記念事業 (むさしのエコフェスタ 2010) を開催。

11 月 21 日、CLEAN FES むさしのエコライフを開催。

平成 23 年 (2011 年)

4 月、クリーンセンター内に「都市鉱山開発事務所」開設。

5 月、「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設基本計画策定委員会」の提言及び「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備協議会」の提言を受け、「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設基本計画 (案)」を公表。

7 月、パブリックコメントや説明会を経て、「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設基本計画」を策定。

9 月、「第二期新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備協議会」が発足。

10 月、「新武蔵野クリーンセンター (仮称) 事業者選定委員会」が発足。

11 月 6 日、第 4 回むさしの環境フェスタを開催。

平成 24 年 (2012 年)

3 月、エコ掲示板 (むさしのエコポ) を設置。

3 月、新武蔵野クリーンセンター (仮称) 整備運営事業の実施に関する方針 (実施方針) を公表。

4 月、都市鉱山開発事務所 (小型家電リサイクル) の分解作業を市内障がい者団体へ委託化。

9 月、新武蔵野クリーンセンター (仮称) 整備運営事業の特定事業の選定を公表。

10 月、第 5 回むさしの環境フェスタを開催。

12 月、新武蔵野クリーンセンター (仮称) 建設に伴う生活環境影響調査書の縦覧・意見募集。

平成 25 年 (2013 年)

3 月、新武蔵野クリーンセンター (仮称) 整備運営事業の落札事業者決定及び審査講評の公表。

3 月、第二期新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備協議会報告書を策定。

3 月、新武蔵野クリーンセンター (仮称) 建設に伴う生活環境影響調査書の意見募集結果の公表。

平成26年(2014年)

7月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約について市議会可決。

8月、「第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」発足。

8月、「ごみから学ぶワークショップ広場」開催。

11月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の準備工事に着手。

資料

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という）と北町五丁目町会、緑町三丁目町会および緑町二丁目三番地域住民協議会（武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会を総称する）（以下「乙」と総称する）は武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という）の操業に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は「武蔵野市公害防止に関する条例」の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（工場の規模および運営）

第2条 工場は、処理能力65トン（24時間）焼却炉3基と処理能力50トン（5時間）破砕機1基とし、甲は工場の操業に関し、つぎの事項を遵守する。

- （1）通常は2炉運転までとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- （2）焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

（公害防止対策）

第3条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。

- 2 排ガス、排水、騒音、振動および悪臭については、別表に定める基準値を遵守しなければならない。
- 3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化する恐れが生じた場合は、甲は直ちに操業の短縮、操業の停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。
- 4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。
- 5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はそれらの技術の導入をはかることに努める。

（ごみ収集車対策）

第4条 甲は、ごみ収集車通行による公害を防止するために、つぎの措置を講ずるものとする。

- （1）ごみ収集車の運行管理について、適切な指導を行うものとする。

- (2) ごみ収集車は常に点検整備し、排気ガス等による公害防止に最善をつくすものとする。
- (3) ごみ収集車は随時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。
- (4) 搬入路は清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。
- (5) ごみ収集車はクリーンセンター周辺道路に駐停車しないこととする。

(公害の監視)

第5条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。

- 2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(苦情処理)

第6条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受けまたは住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害の補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

(健康診断)

第7条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第8条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量および資源化)

第9条 甲は、ごみの減量および資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底をはかるものとする。

(運営協議会)

第10条 工場の適正な運営をはかるため、甲、乙、の連絡協議機関として「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置する。

- 2 運営協議会の構成、運営等に関する必要な事項は別に定める。
- 3 本協定第3条第3項および第5条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行なう。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（昭和59年10月1日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（昭和62年12月12日締結）は廃止する。

この協定の証として、この証書を4通作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年2月1日

甲 武蔵野市長
乙 北町五丁目町会会長
緑町三丁目町会会長
緑町二丁目三番地域住民協議会代表

別表（第3条第2項関係）

（1）排ガス

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.03g/m ³ N以下
硫黄酸化物(SO _x)	30ppm 以下
窒素酸化物(NO _x)	150ppm 以下
塩化水素(HCl)	25ppm 以下

(2) 排水

水質項目	基準値	水質項目	基準値	
温度	45℃未満	カドミウム含有量	0.1 mg/ℓ 未満	
水素イオン濃度(PH)	5.1以上9未満	鉛含有量	1 mg/ℓ 未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ 未満	クロム(6価)含有量	0.5 mg/ℓ 未満	
		砒素含有量	0.5 mg/ℓ 未満	
浮遊物質(SS)	600mg/ℓ 未満	総水銀含有量	0.005mg/ℓ 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	5 mg/ℓ 未満	クロム含有量	2 mg/ℓ 未満
	動植物油	30mg/ℓ 未満	銅含有量	3 mg/ℓ 未満
沃素消費量	220mg/ℓ 未満	亜鉛含有量	5 mg/ℓ 未満	
フェノール類含有量	5mg/ℓ 未満	鉄(溶解性)含有量	10mg/ℓ 未満	
シアン含有量	1mg/ℓ 未満	マンガン(溶解性)含有量	10mg/ℓ 未満	
アルキル水銀含有量	検出されないこと	弗素含有量	15mg/ℓ 未満	
有機磷含有量	1mg/ℓ 未満	P C B 含有量	0.003mg/ℓ 未満	

排水基準の変更に伴い 鉛含有量 1mg/ℓ 未満 → 0.1mg/ℓ 未満
 砒素含有量 0.5mg/ℓ 未満 → 0.1mg/ℓ 未満 に変更
 平成7年2月1日より
 平成10年2月16日運営協議会にて報告

(3) 騒音・振動

		単位	基準値	備考
騒音	朝夕	ホン(A)	45	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後11時まで
	昼間	ホン(A)	50	午前8時から午後7時まで
	夜間	ホン(A)	45	午後11時から午前6時まで
振動	昼間	デシベル	60	午前8時から午後7時まで
	夜間	デシベル	55	午後7時から午前8時まで

騒音・振動基準値は敷地境界線上でのものである。

(4) 悪臭

場所 区域の区分	敷地境界	
	第1種区域	
悪臭物質 臭気強度	2.5	
アンモニア	1 ppm	臭気濃度 排出口 敷地境界
メチルメルカプタン	0.002 ppm	
硫化水素	0.02 ppm	
硫化メチル	0.01 ppm	
トリメチルアミン	0.005 ppm	
アセトアルデヒド	0.05 ppm	
スチレン	0.4 ppm	
二硫化メチル	0.009 ppm	
	300	10

悪臭基準値は敷地境界線上でのものである。

武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱

(昭和 59 年 12 月 25 日)

最終改正 平成 20 年 4 月 1 日

1 目的及び名称

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 活 動

この協議会は、目的の達成のため、次の活動を行う。

- (1) 武蔵野クリーンセンター運営状況の監視
- (2) 地域住民の理解を深めるための広報活動
- (3) 環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な諸活動

3 構 成

この協議会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 地元委員

吉祥寺北町五丁目町会選出委員 3人

緑町三丁目町会選出委員 3人

緑町二丁目三番地域住民協議会選出委員 3人

(2) 市委員

環境生活部環境政策担当部長及びクリーンセンター所長

4 役員の選出

地元委員の中から会長 1 人、副会長 1 人、会計 2 人及び会計監査 1 人を選出し、任期は 1 年とする。

5 運 営

運営の細目は、この協議会で協議のうえ決定する。

付 則

この要綱は、昭和59年12月25日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和60年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

案内図、問い合わせ先



問い合わせ

武蔵野クリーンセンター

〒180-0012 武蔵野市緑町 3-1-5

TEL 0422-54-1221

FAX 0422-51-9194

E-Mail : cnt-clean@city.musashino.lg.jp

発行年月 平成 26 年 7 月

次回発行予定 平成 27 年 7 月

作成者 和地 稔、菅野浩司

発行責任者 和地 稔